

# 証拠性に基づいた感情表現の人称制限についての日中対照研究

Japanese-Chinese Contrastive Research on the Person Restriction of Emotional Expressions from the Perspective of Evidentiality

劉 芳卉  
LIU Fanghui

**要旨** 本稿は日中両言語の感情表現における人称制限現象を対照し、それぞれの制限が解除される場合についての分析を行った。まず、日本語の人称制限現象に関して、人称制限が起こらないケースについての分析を行った。その際、人称制限が解除される方法は、大きく二つがあると分かった。一つは、文末にモダリティ形式が伴う文であり、二つ目は non-reportive style (Kuroda (1979)) の環境である。また、中国語にも人称制限現象が存在すること(表出副詞“真”と描写副詞“很”の使い分けなど)、そして、この人称制限が解除される方法は一つしかないことを示した。すなわち、non-reportive styleである三人称小説における地の文という環境である。これらの観察に基づき、本稿では、日中両言語の人称制限という現象を「証拠性」という概念に基づいて統一的に説明した。

## 1. 目的と問題設定

本稿の目的は、感情表現<sup>1)</sup>における両言語の人称制限現象について解明することである。日本語の場合については、人称制限が生じる原因、そしてその制限がなくなる場合について分析する。一方、中国語については、人称制限を持つ副詞“真”(zhēn)と“很”(hěn)についてそれぞれの働きを解明する。また、両言語とも三人称小説地の文の場合についても、詳しい説明を行う。さらに、日中双方の感情表現を対照し、この現象を「証拠性」という観点から捉え直す。

### 1.1. 対象とする現象の特定と具体的な問題設定：日本語の場合

本稿では、以下のような現象を扱う。

- (1) a. 僕はとても悲しい。
- b. あなたは今悲しいですか。
- c.\* 花子はとても悲しい。

益岡 (1997: 1)

これらの現象について、以下の問題が設定される。

感情表現を用いた文で、一人称の主語 (a) や疑問文 (b) の場合には、正しい日本語文と考えることができる。一方で、一人称以外の主語が用いられる文 (c) の場合には不適切な表現である。なぜか?

<sup>1)</sup> 感情表現について、どのような現象を含めるかについては、現在のところ統一した見解はない。感情表現を狭義のそれに限定するもの、感覚表現などもその射程に含めるものなどさまざまな研究がある。本稿でも、狭義の感情表現を中心に扱いながら、適宜、感覚表現についても言及を試みる。

(2) 花子はとても悲しそうだよ。

益岡（1997：2）

一人称主語以外が用いられる場合、どうして「～そうだ」のようなモダリティ形式を使わなければならない。

## 1.2. 対象とする現象と具体的な問題設定：中国語の場合

中国語の感情を表す文に人称制限があるかどうかということに関しては、研究者の間でも意見が一致していない。まず人称制限がないとする例は以下のものである。

(3)<sup>2)</sup>a. 她胃疼。

（彼女は胃が痛い。）

b. 他很高兴。

（彼はとても嬉しい。）

しかしながら、木村（1991）では、次の例のように、中国語にも人称制限があることを指摘している。

(4) a. 她很高兴。

（彼女はとても嬉しい。）

b. ?她真高兴。

（彼女は本当に嬉しい。）

木村（1991：43）

木村（1991）では（4a）は話し手の心理状態を描く一つの描写文として扱っており、（4b）は感嘆副詞“真”を使用する時、中国語にも人称制限が生じるということを示している。この木村（1991）の観察に基づいて、次のような問題設定がなされうる。

なぜ、感嘆副詞“真”を用いるとき、文が不自然になるのか。

## 2. 先行研究

言語における感情表現についての研究は、これまで盛んに行われてきた。ここでは、これまでの主な研究を一覧して、それぞれの立場を簡潔にまとめてみたい。

<sup>2)</sup> 例文で出典がないものは作例である。

表1 感情表現に関する先行研究のまとめ

研究	対象言語	概要
王安 (2010) と (2013)	日本語と中国語	2010：日本語と中国語の感情表現を表出と描写に分けて、二つの重要な対立の用語を提案している。 2013：96：人間が直接に経験できるのは自分自身の感情だけであって、他者の内的感情経験を知りえないため、感情形容詞を断定形で用いることができない。
李珍 (2012)	日本語と中国語	日本語感情表現における人称制限現象の例を挙げて、それに対し、中国語にも人称制限現象があるとする。
益岡 (1997)	日本語	1997：4：人物の内的世界はその人物の私的領域であり、私的領域における事態の真偽を断定的に述べる権力はその人物に専属する。
金水 (1989)	日本語	1989：123：「報告」と「語り」という二つの用語を提出している。つまり、日常的対話で聞き手にある状況を知らせる行為またはその言表を「報告」と呼び、小説や物語の地の文を「語り」と呼ぶと指摘している。
KURODA (1979)	日本語	1979：192-193：non-reportive styleとreportive styleという二分法を提案した。non-reportive styleは話し手（または筆者）自身の考えを単に言語化することであるモードであるのに対し、reportive styleとはその言語化したものを聞き手に伝えるモードである。
木村 (1991)	中国語	1991：42：“真”は話し手の感情を吐露する感嘆文となり、“很”は話し手の心理状態を描く一つの描写文であると扱っている。

### 3. 日本語の人称制限現象

日本語の感情表現には、言語使用上、感情の主体に関する人称制限がある。これは日本語の感情表現における最も目立った特徴だと思われる。ここでは、感情動詞と感情形容詞の表現上における人称制限を取り上げる。

#### 3.1. 感情動詞述語文

感情動詞述語とは「主語＋感情動詞」という文型である。例えば、「子供が喜んでいる」のような文である。小竹 (2007) は、感情動詞と感情形容詞にそれぞれ三人称<sup>3)</sup>主語、一人称主語を制限する場合が存在することを指摘している。しかし、三人称の感情は感情動詞、一人称の感情は感情形容詞で表すといった単純な対立ではないことがわかる。ここでは、平叙文の場合における主語の人称について分析したい。なお、二人称の感情表現では、ほとんど疑問文（問いかけ文）のため、本稿では二人称の感情表現を対象外として扱っている。（以下も同様）

<sup>3)</sup> 本稿では、日本語と中国語を対比するために、あえて一人称、二人称、三人称を分けて研究した。日本語にこの三つの人称の区別があるかについては議論が残るところであり、一般に自人称と他人称と表記されることも多い。つまり、「私」は自人称として扱われ、「あなた」や「彼」などは他人称として扱われる。

### 3.1.1. 一人称の場合

(5) ソウデスカ、私ハ大ヘンヨロコビマス。 寺村（1982：143）

(5) に対して、寺村（1982）は自分の感情を言うときは、次の（6）のように形容詞が使われると主張している。

(6) (私ハ) 大ヘンウレシイデス。 寺村（1982：144）

しかし、寺村自身が提唱しているように、客観的な描写では「私はよろこぶ」という表現も可能であり、「思う」、「困る」、「よろこぶ」のような動詞には感情の主体（すなわち一人称）にも用いられることができる。例えば、

(7) 自分しかいないと思っているよりは、ほんの少しましな思想だと思う。  
（吉本ばなな『キッチン』）

(8) 子供がちっとも言うことを聞いてくれないので困る。 寺村（1982：151）

(7) と (8) には、主語が出ていないが、一人称の「私」であることは言うまでもない。これは、日本語では「思う」、「困る」などの言葉は話し手自身の考えや感情を除いて、他人の考えや感情を現在断定的な形式で述べることができないためである。そして、いわゆる一人称小説などの地の文の場合においては、一人称で感情動詞が用いられるケースも多く観察される。

(9) 私はイネを、嬰兒であったときのごとく、目の上まで抱きあげてみたい。しかしイネの知性が重すぎ、私の力で抱きあげることが不可能である。私はそのことをよろこぶ。  
（司馬遼太郎『花神』）

### 3.1.2. 三人称の場合

(10) (Aは柚におにぎりを作ってあげた。それをもらった柚は嬉しそうな顔をしていた。Aは柚の嬉しそうな様子を思い出して)

A：「なんかすげ〜喜んでたあ。なのに、おにぎり一個。」  
（アニメーション『愛してるぜ・ベイベ』）

寺村（1982）は、感情動詞は「動的事象の客観的な描写」のため、三人称に用いられることは当然であると述べている。

(11) 「それを聞いて、山田はどうした？」  
「うん、？ひどく悲しんだ」  
「うん、ひどく悲しんだ {ようだ／らしい／みたいだ…}」 （金水1989：125）

(12) 「それを聞いて、山田はどうした？」

「うん、ひどく悲しんでる」

(金水1989：125)

以上の例に見られるように、感情動詞の中でも、「た」形と「ている」形の間ではまた振る舞いが異なるのである。金水(1989：125)では、これらの例をもとに、心的状態の「多層性」という概念が提出されている。すなわち、「悲しむ」という動詞は次の三つの場合の想定がある。

(13) a.<悲しい>という心的状態

b. 悲しげな表情と動作

c. 「ああ、悲しい」などの発話行為

さらに言えば、(13bc)は外部から観察可能であるため、「悲しんでいる」、「悲しんでいた」によって報告されるが、「悲しんだ」はb、cだけではなく、aまで含んでいるため、報告として不自然なわけである。

### 3.2. 感情形容詞述語文

西尾(1972：21)によれば、形容詞には、客観的な性質・状態の表現をなすものと、主観的な感覚・感情をなすものとの二つがあり、前者は「属性形容詞」と呼ぶことができ、後者は「感情形容詞」と呼ぶことができるとしている。ここでは、感情形容詞を取り上げてみる。

日本語の感情形容詞には、使用上において、一人称の感情しか直接に表せないという人称制限があることは広く認識されている。この場合の感情形容詞は感情の直接的表出という類の形容詞に限られていると思われる。しかし、この類の感情形容詞が絶対に他人の感情を表せないとは言えない。そこで、一人称と三人称を分けて以下で検証する。

#### 3.2.1. 一人称の場合

(14) 僕はとても悲しい。

(益岡1997：1)

(15) ああ、うれしい。

(16) 寂しいなあ。

以上の例文は、まったく自然な文であるため贅言を要しない。

#### 3.2.2. 三人称の場合

(17) \*花子はとても悲しい。

(益岡1997：1)

(18) \*彼はうれしい。

(17) と (18) はすべて不適切な文である。感情形容詞は前節の感情動詞より制限がか

なり厳しくなってくるという傾向が見える。ここでは、感情形容詞はどの場合に、一人称にしか用いられないのか、またどの場合に三人称に使えるのかを検討する。

寺村（1982：139）は、感情表現について、次のように述べている。すなわち、感情表現は動的事象の客観的な描写と事物の性状規定との中間に位置すると考えられるというものである。一般に、動的事象の客観的な描写には動詞が使われ、事物の性状規定には形容詞が使われると思われている。つまり、感情表現には感情動詞の「驚く」、「困る」、「思う」のように外面的に観察可能で客観的に描写できる感情を描くものと感情形容詞の「嬉しい」、「悲しい」、「寂しい」などのように感情をもとにした主観的な性状規定、判断を表すものが存在することが分かる。なお、本稿では、以上見てきたように、寺村の説が完全であるとは考えない。つまり、「三人称+感情動詞」の形式のみならず、「一人称+感情動詞」という文型も人称制限が生じることなく使用することができると思う。

### 3.3. 人称制限が解除される方法

人称制限が解除される際に、様々な手段がある。以下はそれぞれについて、記述を行う。

#### 3.3.1. 文末モダリティ形式を伴う表現形式の場合

モダリティとは、文で述べられている内容、つまり命題に対する話し手の発話時における述べ方、言い表し方を示す部分である。「～らしい」、「～ようだ」と「～（し）そうだ」<sup>4)</sup>のような補助動詞を語尾に付けて、内容について発生が予想される傾向のあるものとして捉えるという心的態度である。王（2010）は主として、「感情表出」と「感情描写」は異なる概念だと主張している。そして、あえて他人の感情を表す場合は「感情表出」ではなく、「感情描写」だと考えている。すなわち、自分や感情主のことは感情表出の表現で、他者のことは感情描写の表現を用いるというわけである。つまり、モダリティ形式と共起する場合には、感情表出を引き起こされずに感情描写を捉えることが、可能である。さらに言えば、モダリティの作用は文脈を感情表出から、感情描写に変えることができる。人称制限を解除するために、通常は主観的な感情表出であるため一人称しか用いられないのに対して、客観的な感情描写の場合には、一人称以外の人称を使用することができる。したがって、この場合、人称制限を解除することができる。例えば、

(19) (前文略) 存在するとも気づかなそうなこの若者も、こういう知り合いは嬉しいらしい。凶相に合わせた口元を、富士子は笑いの形に歪めた。(菊地秀行『魔界都市ブルース』)

(20) 水沢氏が顔を紅潮させ、興奮した口調でいう。よほど、その本が手に入ったことがうれしいようだ。(横田順彌『古書狩り』)

(21) 何度もシャッターを押しながら、貴重な写真が撮れたぞと、青木は嬉しそうだ。(青木由紀子『「飛鳥」南極へ行く』)

#### 3.3.2. 副文の主語が三人称の場合

前節の動詞述語文と形容詞述語文ではそれぞれに人称制限があることを挙げたが、続いて複文の場合における感情表現文について述べることにする。ここでは、感情形容詞を中

<sup>4)</sup> ここでは、連体形の「～（する）そうだ」と区別するため、連用形の「～（し）そうだ」と表記している。

心に分析する。まず、(22) と (23) を見てみよう。

(22) *atui hito*

'hot man'

(23) *atugatte iru hito*

'hot man'

KURODA (1979 : 186)

KURODA (1979) では、“atui” のような感情・感覚形容詞は述語として、一人称しか用いられないが、実際にこのような形容詞は文脈に大きく関係すると述べている。例 (22) と (23) のように、後ろの名詞を前の形容詞が修飾する場合、人称制限は見られない。<sup>5)</sup>

例 (23) の「atugatte iru」のような形容詞から派生した動詞について、西尾 (1975 : 86) は接尾語「～がる」は内的な気持ちや状態などを形容詞で表現して外に出す態度や行動などを表すことを意味的に付加するものであると述べている。このため、「～がる」は、属性形容詞とは共起しにくいと提唱している。

なお、「～がる」は客観性が高いため、一人称は主語として用いられない。例えば、

(24) ? *Watasi wa atugatte iru*

KURODA (1979 : 186)

以下の例は、いずれも三人称の主語が副文中に現れている例であるが、いずれも人称制限は観察されない。

(25) それが大きくなったら、親は寂しいから、また次の子をつくる。

(伊藤と他『プチタンファン』)

(26) 山岡は負けて悔しいので、二度と来るものか、と思って立ちかけた。

(小島英熙『山岡鉄舟』)

(27) そう思うと、彼はもう嬉しくて、たまらないのです。

(江戸川乱歩『ちくま日本文学全集』)

西尾 (1972 : 22) は、上記の (25)-(27) について以下のように述べている。

(22) のような「感情・感覚形容詞+体言 (もの/ことなど)<内容>」は、形容詞が後ろの名詞を修飾すると、名詞は具体的な展開のある出来事を指している。したがって、(25) と (26) のような「形容詞+接続詞」の文型でも、接続詞は名詞のような振る舞いに近くなっているように見える。つまり、形容詞は名詞を修飾するとき、形容詞本来の性質がなくなり、人称制限もなくなる。そして、(27) は「～くて (で) たまらない」という形式を「感情の程度が (たえがたく感じるほどに) 高まった状態を表す」としている。(西尾 1992 : 194) つまり、感情・感覚形容詞は程度を修飾するとき、主語の制限がなくなると述べている。

以上のように、日本語の感情・感覚形容詞は副文中で人称制限を見せない。これは、次

<sup>5)</sup> (22) は、「熱い人」と書いて、「すぐに真剣になる人」という意味も持つ。それに対して、(23) の「暑がっている人」は暑いと感じている人という意味しか持たない。

節で扱う non-reportive style の環境で人称制限が観察されないこととつながりがあると考えられる。つまり、副文は、話し手の判断が表出されない、non-reportive な環境であるということが言えるだろう。

### 3.3.3. 三人称主語が小説の地の文の場合：non-reportive style

西尾（1975）は、感情形容詞過去形は現在形よりやや客観的な性質が多いと述べている。また、金水（1989）は人称制限に関する「語り」と「報告」という概念を導入して、これを用いて「過去化に伴う人称制限解除」を主張している。すなわち、人称制限は「報告」で観察される現象であり、「語り」では人称制限の一部または全てが解除されると述べたのである。金水によると、「語り」という言葉は小説や物語の地の文で用いられる文であり、「報告」とは日常的対話で聞き手にある状況を知らせる行為またはその言表する文である。

(28) 精一杯の元気な声を取り繕って、美咲は電話を切った。また、今夜も眠れない夜を過ごすのかと思うと、美咲は悲しかった。 (ドラマ『Love story』)

(29) 行介はすぐには返事が出来なかったほど痛かった。 (西尾1975：29)

また、KURODA（1979）は、言語使用の場面での dichotomy（二分法）として、non-reportive style と reportive style の分類を提唱している。この分類は金水（1989）における「語り」と「報告」や、王（2010）における「感情描写」と「感情表出」との分類と平行していると考えられる。なお、金水（1989）は、人称制限が生じる文（報告）と生じない文（語り）を区別することについては詳しく論じたが、人称制限が生じる理由については「日本語では、報告の際に、直接知ったこと、または話し手が直接決定できることと、そうでないことを文の形式の上で区別しなければならない。」と述べているだけで、どのように「直接知ったこと」を確定するのは解明していない。しかし、KURODA（1979：192）では、(I) *Yamadera no kane o kiite, Mary wa kanasikatta.* (山寺の鐘を聞いて、メアリは悲しかった。) と (II) *Yamadera no kane o kiite, Mary wa kanasigatta.* (山寺の鐘を聞いて、メアリは悲しがった。) のような文について、次のように述べている。

“Such a sentence can be used when the omniscient narrator adopts the point of view of its third person subject.” KURODA（1979：193）

つまり、(I) は万能の語り手がメアリの視点になり、その個人的な直接経験を記述している (non-reportive)。それに対して、(II) のような文については以下のように論じている。

“...they are understood as a report from a narrator’s point of view, a narrator who is not referred to in the story and perhaps omnipresent but not omniscient.” KURODA（1979：193）

(II) のような文は、語り手が自分自身の視点を持ち、その視点から事態について言表しているのである (reportive)。

ここでは、KURODA(1979)の用語を基準として、以下ではnon-reportive とreportiveを用いる。KURODAは、小説における書き言葉の言語機能を二つに分けている。つまり、認識機能と伝達機能である。上記のnon-reportive styleは言語の認識機能であり、さらに言う、話し手(または筆者)の自分の考えを言語化することである。そして、reportive styleとは言語の伝達機能であり、言語の内容そのまま他者に伝えることである。

(30) 行介はすぐには返事が出来なかったほど痛かった。<non-reportive>

(例29再掲)

(31) 行介はすぐには返事が出来なかったほど痛かったって／つと言った。<reportive>

(例30の対比例)

なお、日本語三人称小説では、non-reportive styleとreportive styleを両方とも用いるが、区別もある。次の例文を見てみる。

(32) *Yamadera no kane o kiite, Mary wa kanasikatta*

*Hearing the bell of mountain temple, Mary was sad.* <non-reportive>

(33) *Yamadera no kane o kiite, Mary wa kanasigatta*

*Hearing the bell of mountain temple, Mary was sad.* <reportive> KURODA (1979 : 192)

KURODA (1979) は、作者が小説を書く時、(32) と (33) のように異なった視点をとることを示している。それは、(32) の視点は主人公にある。それに対して、(33) は、視点は作者であり、つまり主人公の台詞などは作者の視点から決められている。つまり、(32) の「Mary wa kanasikatta」は作者が主人公の視点をとっているのに対し、(33) の「Mary wa kanasigatta」はMaryの心的状態を作者が読み手に伝達することを意図して言語化していることになる。上記の(32) と (33) に比べると、唯一の区別は語尾の感情・感覚詞の形態が異なることである。この点について、二つの傾向を判断できる。(32) のような感情形容詞の過去形「kanasikatta」は「non-reportive」であり、(33) のような感情動詞の過去形「kanasigatta」では「reportive」である。

#### 4. 中国語の人称制限現象

中国語の単語の品詞は文脈により変わることがある。よくあることは、日本語辞書で名詞と表示された単語が中国語の辞書で動詞だと見なされていることである。感情に関する「嬉しい」、「喜ぶ」のような品詞を明確に分類している日本語の感情詞に比べると、中国語ではそれらを“高兴”(gāo xìng) と表すのみである。現代中国語の辞書『現代漢語規範辞典(第2版)』によれば、“高兴”(PP436)の品詞は形容詞と動詞の両方が併記されている。そのため、品詞分類の難しさがああり、日本語と平行的な対比はできない。また、中国語の感情表現では、副詞が必要となる。代表的な副詞は感嘆副詞<sup>6)</sup>“真”と程度副詞“很”<sup>7)</sup>

<sup>6)</sup> 王(2010)によれば、“真”を「表出副詞」と呼ぶ。

<sup>7)</sup> 例文を和訳する場合に、本稿では区別のため“真”は「本当に」と表記して、“很”は「とても」と表記する。実際は偏りがあるが、研究範囲から外す。

である。以下に一人称と三人称においてそれぞれの“真”と“很”の用例から述べて、両者の特徴をまとめた。

#### 4.1. 一人称述語文の場合

前述のように、品詞を分類して分析することがかなり難しい作業になるため、主語の人称から分析する。以下の4.1.1と4.1.2は一人称（＝我）について述べる。

##### 4.1.1. 感嘆副詞“真”の場合

ここでは、端的に「主語＋副詞＋述語」という文型を挙げる。

(34) a. 真高兴！

(本当に嬉しい！)

b. 我真高兴。

(私は本当に嬉しい！)

(35) “真饿啊，”一位渔民说。

(「本当にお腹すいたな。」とある漁師が言った。)

(36) 这几年，常常听到有人感叹：“活得真累！”

(近年，常に「生きるのは（本当に）疲れる。」という嘆きが聞こえる。) (CCL)

王（2013：102）によれば、「真＋感情詞」は、話し手による「その時その場」の感情表出を捉えるものである。つまり、(35) から (36) で示される「“真”＋感情・感覚詞」のタイプは表出型とされている。さらに言えば、“真～”のタイプの主語は一人称しか用いられない。しかし、「一人称主語＋真～」のような、ごく自然な文に対して、次の例が挙がる。

(37) ?“你要（是）毕业了，我会真寂寞。”

(「あなたが卒業すれば、（私は）本当に寂しくなる。）」

例 (37) のような未来や仮定などの非現実文の場合では、まだ実現していない状況や動作などについて話し手が体験できないため、「その場その時」の表出型の“真”を使用しにくいと思われる。

##### 4.1.2. 程度副詞“很”の場合

(38) 我很高兴。

(私はとても嬉しい。)

(CCL)

(39) a. 啊呀，头疼！

(ああ，頭が痛い！)

b. 我头很疼。

(私は頭がとても痛い。)

王 (2013 : 101) は、「中国語の形容詞はそのままで名詞に近く、事態を描く語として不向きであるため、当面の関心事に用いることが出来ない」と主張している。したがって、(38) のような文では、表出の力を持たないため、「その場その時」の感情を「描写」しているものと考えられる。実際、語用論的な観点からは、この二つの文は異なった状況において用いられる。(39a) は感覚した瞬間の発話として用いられやすいのに対して、(b) は感覚した瞬間ではなく、持続的な痛みを他者に伝えるための発話として使いやすい。さらにいえば、(39a) のように主語を省略して、それで副詞を伴わない文は表出型と考えられる。上記の (38) と (39) を見ると、さらに、王 (2013) の理論が立証されていると思われる。すなわち、「真”~」のタイプは話し手の感情、感覚をダイレクトに表す表出型であり、「很”+感情・感覚詞」のタイプは感情・感覚を客観的に記述する描写型なのである。そして、仮定の場合では、次の例が挙げられている。

- (40) “你要 (是) 毕业了, 我会很寂寞。”  
 (「あなたが卒業すれば、私はとても寂しくなる。」) (例37の対比例)

(40) は (37) に対して、同様の仮定文であるが、(40) も非現実文であり、話し手はまだ体験していないが、ただ“很”は描写機能を担っているため、未来のことについて、自分の推測を言語化することが出来る。また、李 (2012 : 58) は、(40) のような仮定の場合において、話し手は「未来の気持ちを知識として冷静に語るのではなく、あたかも今すでにそういう気持ちになっているか」というように指摘している。

#### 4.2. 三人称述語文の場合

ここでは、4.1に対比させるため、以下の4.2.1と4.2.2では三人称 (=他/她) について述べる。

##### 4.2.1. 感嘆副詞“真”の場合

- (41) a. \*她真高兴!  
 (彼女は本当に嬉しい!)  
 b. 她很高兴。  
 (彼女はとても嬉しい。) 木村 (1991 : 43)

木村 (1991) は、(41a) は話し手の感情を吐露する感嘆文となり、(41b) は話し手の心理状態を描く一つの描写文となると扱っていることを述べている。つまり、感嘆副詞“真”を用いて感嘆する主体は常に一人称 (=“我”) であり、それ以外は程度副詞“很”を用いることが出来るのである。

##### 4.2.2. 程度副詞“很”の場合

- (42) 她很高兴。

（彼女はとても嬉しい。）

（例41b再掲）

(43) “他已经死了。我的女儿很伤心。……”

（彼はもう死んだ。私の娘はとても悲しい。）

（CCL）

王（2004：232）は（42）または（43）のような文について、分析を行った。すなわち、中国語の感情表現文は主として描写文の方に近く、感情主の主観から離れた表現であり、日本語の「彼は嬉しい」のような文より客観的であり、また概念的であるとしている。

#### 4.3. 人称制限が解除される方法

前述のように日本語の人称制限の解除について述べた。ここでは、前節と対照するため、中国語の人称制限の解除について分析してみる。

##### 4.3.1. 挿入句（看上去）<sup>8)</sup>と推量副詞（好像）を伴う表現形式の場合

3.3.1節では、日本語の人称制限を解除される際には、文末に補助動詞を付けることができるのを示した。本節では、日本語と対照するため、日本語の補助動詞に相当する成分を文中に挿入し、検証してみる。

「三人称主語＋推量副詞／挿入句＋真～」のような文型は自然な文であるが、かなり意味的に変化がある。

(44) 他好像／看上去真高兴。

（彼は本当にうれしそうだ。）

劉（1988）は、“真”が形容詞と副詞両方の品詞を持ち、形容詞と副詞の兼類としている。(44)の“真”は副詞を担う機能（つまり形容詞を修飾すること）がなくなり、形容詞の文法成分になってくる。つまり、「本当に」から「確かだ」へと意味的に変化してくる。さらに、“高兴”という命題の真実性を表す役割を果たしていると考えられる。(44)の真偽値は「真」である。つまり、主体の感情を表す副詞から、真実性を表す形容詞に変わっており、形容詞の“真”は推量機能を担う副詞の“好像”などと共起できないと考えられる。

つまり、中国語では、モダリティ表現を用いると人称制限を持った副詞“真”の意味自体が変化している。これは、日本語で観察された「モダリティ表現による人称制限の解除」とは異なっているものである。

##### 4.3.2. 副文の主語が三人称の場合

本節では、日本語で観察された第二の人称制限の解除方法、副文への埋め込みの例について見ていこう。3.3.2.の日本語の副文に三人称主語が用いられている例と対比するため、中国語の三人称主語副文について説明する。次の例を見てみよう。

(45) a. 因为很高兴，嘉莉还主动作了一些解释。

<sup>8)</sup> 文における位置から見れば、“看上去”は挿入句として、文頭にも文中にも位置付けられるが、“似乎”と“好像”は副詞として、述語を修飾するため、述語の前に置かれる。

(とてもうれしいので、カリは積極的に少しを解釈した。) (CCL)

b. \*因为真高兴, 嘉莉还主动作了一些解释。

(本当にうれしいので、カリは積極的に少しを解釈した。) (aの対比例)

(45) では、主文が結果を表し、副文が原因を表している。劉 (1988: 733) は (45) のような文は主文がすでに実現または体験した事実などを表していると述べている。そして、“真”を伴う文の中の感情・感覚は一人称のみ体験できるため、三人称主語に用いられない。ゆえに、(45b) のように“真”は副文があらわれても、人称制限は解除されないということが分かる。

#### 4.3.3. 三人称主語が小説の地の文の場合: non-reportive style

本節では中国語における三人称小説の感情表現について、前述のKURODA (1979) が提出している概念を用いて分析する。

##### 4.3.3.1. 「三人称主語+“很”」の場合

“很”は描写機能を担って、書き言葉によく用いられる。

(46) 彼得罗夫—索罗金停下来、不讲了。列宁不听他发言使他觉得很难过。

(彼得罗夫—索罗金は話をやめた。レーニンはその発言を聞こうとしないことが彼 (=彼得罗夫—索罗金) はとても悲しくさせた。) (『追忆列宁』)

(47) 阿Q听到了很羡慕。

(阿Qは(そのこと)を聞いて、とてもうらやましい。) (魯迅『阿Q正傳』)

(46) と (47) の主語は三人称であり、いずれも作者が第三者の観点で状況や作者自身の態度を描写している。また、KURODA (1979) の二つのスタイルを導けば、(46) と (47) はnon-reportive styleであると認められる。

##### 4.3.3.2. 「三人称主語+“真”」の場合

(48) 商场到处都是大镜子, 李小兰从中看见自己又娇小苗条了。她真高兴。

(デパートではあちこちに大鏡があり、李小蘭は鏡の中の細くなった自分を見た。彼女は本当に嬉しい。) (池莉『太陽出世』)

(49) 他真难过, 因为那使我蕴姊感到生之无趣的人, 不幸便是苇弟的哥哥。

(彼は本当に悲しかった。それは私を蘊姉が残念ながら、葦の弟の兄だから退屈な人だと感じられたからだ。)

(50) 她真伤心透了, 一方面是关怀自己的姐姐, 另一方面是怨恨那帮人。

(彼女は本当に悲しかった。一方では自分を配慮してくれている姉が他方でその連中を恨んでいるからだ。) (CCL)

(48) ~ (50) はいずれも「三人称主語+“真”」のタイプであるが、人称制限は生じて

いない。これは、日本語と同じように、三人称小説において、“真”の表出の機能が弱くなり、描写に近くなるからである。再び、KURODA (1979) の分類を用いると、(48)-(50) はnon-reportive styleであると考えられる。この点については3.3.3でも論じたが、地の文の場合にも適切であるといえる。すなわち、作者 (=感情の判断者) は、登場人物の視点に容易に立つことができ、そのため登場人物の感情・感覚などを“真”を用いて表現できるのである。つまり、文中の感情は登場人物 (三人称) が感じたものではなく、感情主は登場人物の視点に立った作者である

## 5. 統一的説明の試み：「証拠性」に基づく分析

これまで、日本語の人称制限現象について論じ、さらに、中国語にも人称制限現象があることが示された。本節では、これらの日中感情表現におけるさまざまな制限現象を統一的に説明することを試みる。その際、「日中両言語に観察される人称制限は、証拠性の提示という概念と密接に関係している」という主張を展開していく。

### 5.1. 人称制限現象のまとめ

まず、前に述べた日中両言語における感情表現における人称制限現象をまとめてみたい。

#### 5.1.1. 日本語の人称制限

日本語の感情、感覚表現の人称制限について、以下の表2のようにまとめられる。

表2 人称と品詞の関係

人称 \ 品詞	感情・感覚動詞	感情・感覚形容詞
一人称	制限なし	制限なし
三人称	制限なし	制限あり

表2で示されるように、日本語では、感情・感覚形容詞の三人称使用が制限されている。しかし、この制限は大きく言えば、二つの状況で解除される（すなわち三人称でも用いられることができる）。

#### 1). モダリティ表現を伴う場合。

(51) 何度もシャッターを押しながら、貴重な写真が撮れたぞと、青木は嬉しそうだ。  
(青木由紀子 『「飛鳥」南極へ行く』)

#### 2). 副文で用いられる場合。

(52) 山岡は負けて悔しいので、二度と来るものか、と思って立ちかけた。  
(小島英熙 『山岡鉄舟』)

#### 5.1.2. 中国語の人称制限

次に中国語における人称制限は以下のようにまとめられる。

表3 主語の人称と“真”と“很”の関係

	真	很
一人称	制限なし	制限なし
三人称	制限あり	制限なし

一人称が主語の場合、副詞“真”と“很”の両方ともが制限なく自然な表現となる。一方、三人称が主語となる場合、“很”については制限がないが、話し手の感情を直接表出するタイプの副詞である“真”は用いられない。つまり、中国語の感情表現において、“很”は無標な副詞として、“真”はより有標な副詞であると考えられる。

## 5.2. 人称制限を解除することが可能な文脈

前節でまとめた人称制限は、日中両言語とも解除可能である。すなわち日本語の「感情形容詞」も中国語の副詞“真”も三人称の環境で用いられることが可能なケースがある。

### 5.2.1.1. 日本語における人称制限の解除

前述のように、日本語の感情表現において、人称制限を解除するためには、二つの方法がある。一つは、モダリティ表現を用いることにより可能になるものであり、もう一つは、non-reportiveの環境に置くことによって生じるものである。

### 5.2.1.2. モダリティ表現による人称制限の解除

日本語の感情表現は、「～そうだ」「～らしい」などのモダリティの表現を付加することにより、人称制限が解除される。

(53) 何度もシャッターを押しながら、貴重な写真が撮れたぞと、青木は嬉しそうだ。  
(例21再掲)

このような三人称が主語とする文は、他者がその感情を体験できないため、直接形を使用することはできない。つまり、三人称が主語の感情を表す時、「～(し)そうだ」などのようなモダリティ形式が必要である。

### 5.2.1.3. non-reportive styleにおける人称制限の解除

3.3.3では、KURODA (1979) のreportive—non-reportiveという対立概念を導入し、人称制限が解除される状況を記述した。non-reportiveの文体における人称制限を解除する文脈は、大きく二つに分けることができる。

#### 1). 三人称地の文において

(54) 行介はすぐには返事が出来なかったほど痛かった。  
(例29再掲)

上記の(54)は相手に自分の判断を聞き手に伝えるreportiveな用法（KURODA 1979）ではなく、話し手（小説の場合は筆者）が自分の考えを単に言語化するnon-reportiveな用法である。この際、話し手は三人称の登場人物の立場に自由に入り込むことができるものとして想定され、そのため三人称に起こる人称制限が解除される。

## 2). 副文において

(55) それが大きくなったら、親は寂しいから、また次の子をつくる。（例25を再掲）

(55)のような「感情形容詞形容詞＋接続詞」の文型は、接続詞は文を一種の名詞句にする働きを持つ。そのため、感情形容詞は名詞を修飾するとき属性形容詞に近くなるが、それと同様のことが起こり、人称制限もなくなる。

これら二つの文脈は、KURODAの言うnon-reportiveの状況にあるものである。KURODAのreportive styleは、王（2010）が言うところの「感情表出」、金水（1989）の「報告」という各モードに対応するが、ここで話し手は自身の考え、感情を聞き手に向かって伝えるという行為を行う。それに対してnon-reportiveな状況は、王（2010）の「感情描写」、金水（1989）の「語り」と同様に、客観的な状況描写を行う文脈でもありうる。その際には、話し手の主観から離れ、客観的な視点からの描写が行われるが、上に挙げた「三人称小説」と「副文」というのは、客観的描写が行われる典型的な文脈と考えられる。「三人称小説」において、語り手である話者は、自由に視点の位置を移動させることができる。典型的な視点の移動の位置としては登場人物であるが、登場人物は三人称で現れることになり、そのため、三人称の感情を表出することが可能となる。<sup>9)</sup>また、「副文」において話し手は客観的な事実を扱う。副文の内容の多くは前提とされていることであり<sup>10)</sup>、いわば話し手の主観とは関係なく存在する事実である。この状況において、三人称の感情がいわば話し手が前提することができる事実として表現されうるわけである。

### 5.2.2. 中国語における人称制限の解除

前節では、日本語に人称制限の解除には二つの方法があることを述べた。中国語において人称制限が起こるすなわち、“真”を三人称主語とに用いることができるのは、一つの状況に限られる。日本語における第一の方法すなわち、モダリティ表現を使っても、三人称環境で“真”は用いられにくい。唯一可能なのは、三人称小説における三人称主語に“真”を用いることである。

(56) 她真伤心透了，一方面是关怀自己的姐姐，另一方面是怨恨那帮人。

（彼女は本当に悲しかった，一方では自分を配慮してくれている姉が他方でその連中を恨んでいるからだ。）（例50の再掲）

<sup>9)</sup> 三人称小説の地の文の場合、作者は登場人物の視点を自由にとることができるという意味では、「客観的」というよりも「自由に動ける主観」と言う方が適切であろう。ここでは、「主観」と「客観」の問題にはこれ以上立ち入らない。

<sup>10)</sup> 副文の種類、あるいは主文の述語によって前提の度合いは異なるが、典型的な副文における内容は前提されているものと考えられる。

(56) では、日本語の三人称小説で見られた現象と同様、話し手は、登場人物（ここでは「彼女」の立場に入り込み、彼女の気持ちを「表出」している。その際、話し手は自身の判断を聞き手に伝達しているのではなく、自身の判断を単に言語化するnon-reportive styleを取っているのである。

### 5.3. 統一的説明：証拠性の提示

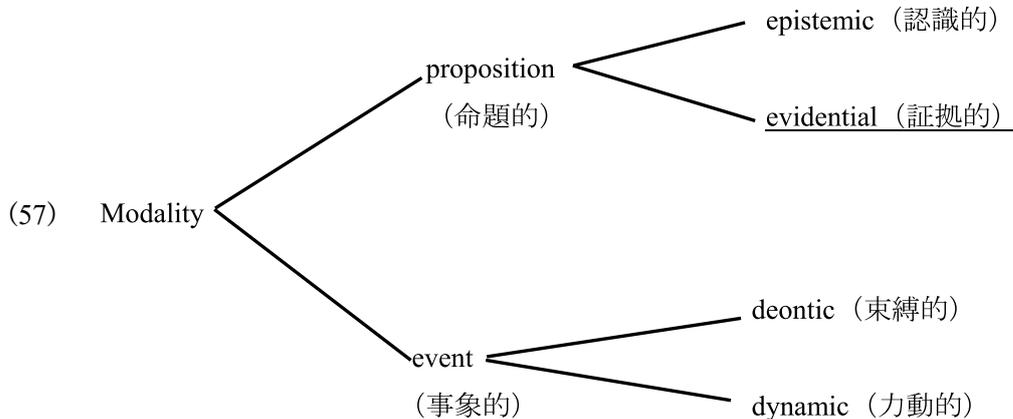
以上、日本語、中国語双方に人称制限が存在すること、そして双方においてその制限は解除されうることを観察した。本節では、この日本語、中国語における人称制限の解除の相違点に統一的な説明を加えることを試みる。ここで、人称制限という現象およびその解除のしくみは、「『証拠性』の提示」という言語一般に観察される原理から説明されるということをも主張したい。

#### 5.3.1. モダリティ表現と「証拠性」

本稿では、「モダリティ表現」と「non-reportive style」という、人称制限を解除するための環境を作り出す二つの概念をつなぐ概念として、「証拠性 (Evidentiality)」という概念を提案したい。

証拠性 (Evidentiality) とは、情報のソース (the source of information) を扱う文法のカテゴリである。<sup>11)</sup> 証拠性とモダリティはしばしば同一のカテゴリと扱われたり、別々のものとされたりすることがある。本節では、本稿の中心的な概念となる「証拠性」についてモダリティとの関係からその特徴を明らかにして行きたい。

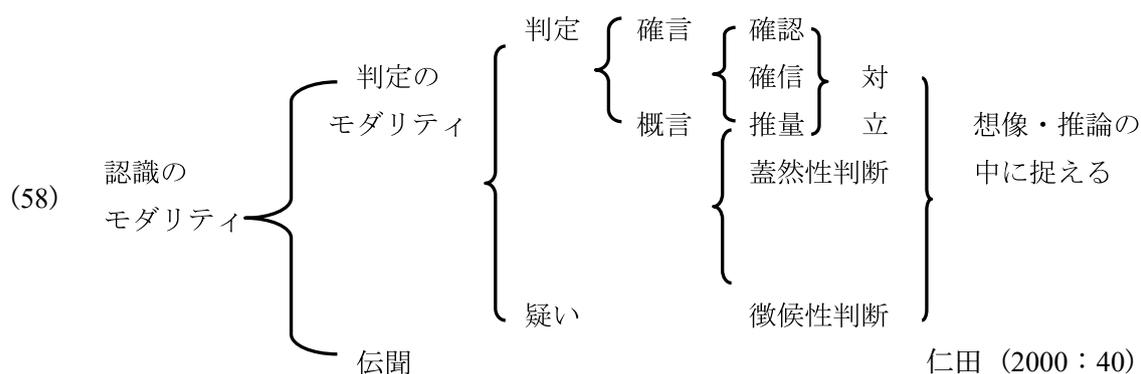
まず、Palmer (1986) は、ヨーロッパ語の分析に基づいて、証拠性表現は、以下のように認識のモダリティの一部であると主張している：



この分類において、Palmer (1986) は、evidential (証拠的) をモダリティの下位集合に位置づけ、proposition (命題) にかかるモダリティの一種であると考えた。命題は真偽値を持ったものとして定義されるが、evidentialはその命題の真実性を裏付ける証拠を提示するものであるというわけである。

次に、日本語学におけるモダリティの代表的な分類として仁田 (2000) を見てみよう。

<sup>11)</sup> 「証拠性」という概念を初導入したのはBoasにさかのぼることができる (Aikhenvald 2004 : 1)。近年では、Aikhenvald (2004) で詳細な分析がなされ、研究がさかんに行われている。



仁田の分類では、「伝聞」など明らかに情報のソースを示すという「証拠性」のカテゴリーに属する概念がモダリティの一部として組み込まれていることが分かる。仁田 (2000 : 41) によると、認識のモダリティとは、文の内容である事態を話し手がどのような認識的態度、あり方で捉えたかといったことを表したものである。つまり、事態対立に対する話し手の認識の捉え方の表示であるということを示している。その意味で、「伝聞」もある事態が話し手によってどのように認識されているかということを示すカテゴリーであると言える。

一方で、「証拠性」と「モダリティ」はそれぞれ別の独立したカテゴリーと主張する研究者もいる。まず、Cornillie (2009) は下記のようにモダリティと証拠性表現の異なりを述べている。

(59) “*Evidentiality refers to reasoning processes that lead to a proposition and epistemic modality evaluates the likelihood that proposition is true.*” Cornillie (2009 : 46-47)

Cornillie (2009) は証拠性表現と認識モダリティは機能的に異なるとしている。つまり、証拠性はある特定の命題の真偽値を根拠づける推理過程に言及し、認識モダリティは、ある命題の確からしさを評価するものであるというわけである。

次に、「証拠性」のカテゴリーを詳細に分析し、現代の言語分析に再びこの概念を言語記述の中心的なものとして復活させたAikhenvaldによる、いくつかの証拠性とモダリティの関係についての言説を見てみよう。

(60) “*Evidentiality is a category in its own right, and not a subcategory of any modality.*” Aikhenvald (2004 : 7)

(61) “*Evidentiality is a linguistic category whose primary meaning is source of information. [...] This covers the way in which the information was acquired without necessarily relating to the statement or whether it is true or not.*”

Aikhenvald (2004 : 3)

(62) “*Evidentiality is often fully independent from mood and from modality [...] evidentiality marks are mutually exclusive with moods. This does not mark evidentiality part of the*

*mood system since in these languages moods differ from evidentials in a number of properties.”*

Aikhenvald (2004 : 68)

Aikhenvald (2004) は、証拠性はモダリティの下位分類ではなく、独立したカテゴリーであるとしている。証拠性の明確なカテゴリーを持つ多くの言語では、明示的証拠性はモダリティ、ムードのカテゴリーと相互に排他的な関係にあるのである。

以上のように、モダリティと証拠性の関係をめぐっては、研究者によってその扱いが異なっている。これはそれぞれその研究において研究対象である言語が異なるためであると考えられる。

本稿は日本語と中国語を研究対象としているが、日本語や中国語では上述のようにモダリティと証拠性の区別が明瞭ではない。例えば、「～そうだ」という表現は「～(し) そうだ」と「～(する) そうだ」によって、それぞれ別な意味を持つが、それらは一方で典型的なモダリティ表現(推量)であり、他方で証拠性表現(伝聞)となる。

- (63) a. 雨が降りそうだ。  
 b. 雨が降るそうだ。

(63a) のような「～(し) そうだ」はどこかで情報を入手したことは分かるが、どのように情報を入手したことは分からず、ある程度の根拠を持つ「推量」としての意味を持つ。一方で、(b) の方はAikhenvald(2004) に言うところの「明示的な証拠性表現」(‘Reported’<sup>12)</sup>) に属するものである。つまり、「～(する) そうだ」という文は伝聞による情報の入手という証拠性を示す文である。このように日本語において、モダリティと証拠性のカテゴリーは密接に関連しており、両者を別々のカテゴリーと主張することは難しい。

一方で、CornilleやAikhenvaldらは、いわゆるEvidentiality言語すなわち、証拠性の提示(例えば視覚による直接経験、聴覚による経験など)が義務的な言語を対象として分類を行っている。それらの言語では、モダリティと証拠性は別々の体系を成している。このように、対象とする言語がなにかによって、二つの立場がありうるというわけである。本稿では、日本語を対象にする以上、モダリティと証拠性は一つの体系を成していると考えて論をすすめていこう。<sup>13)</sup>

### 5.3.2. non-reportive styleと「証拠性」

日本語において人称制限が解除されるもう一つの条件は、non-reportiveな環境すなわち、三人称地の文、副文などで話し手が自身の判断を示さない環境である。このnon-reportiveな環境では、中国語の人称制限すなわち副詞“真”の制限も解除される。このnon-reportive styleという環境と「証拠性」との関係を見ていこう。以下に、non-reportive styleでは、証拠性の提示が必要にならない環境であることを示していく。

<sup>12)</sup> Aikhenvald (2004 : 31)

## 5.3.3. 副文

本稿では、三人称が主語として用いられる副文について分析を行った。そこで観察されたのは、non-reportive styleにおいて、日本語の人称制限は解除されるということであった。この根拠として、日本語の副文においては、接続詞がある種の名詞化を産み出し、名詞句内と同様、感情形容詞が属性形容詞として扱われるということによって説明されているという点を指摘した。(3.3.2.を参照)しかし、この議論は二つの大きな問題を未解決のままにしている。すなわち、1. 日本語の接続詞による副文形成はほんとうに名詞化か<sup>14)</sup>?という問題と2. なぜ名詞句環境では感情形容詞が属性形容詞として機能するのか?という問題である。

この点について、本稿の議論は「証拠性」という観点から別な解決法を提案したい。すなわち、副文環境は名詞句環境と同様に話し手の判断が直接表されない環境であり (non-reportiveな環境)、ゆえに証拠性の提示は必要とされないということである。

この「副文環境における証拠性の提示」について、Aikhenvald (2004 : 69-71) では、類型論的な観点から興味深い観察を行っている。すなわち、「証拠性」は主文に現れる現象であり、多くの場合、副文には現れない現象であるということである<sup>15)</sup>。多くの証拠性言語においても、副文では証拠性表現は必要とされず、中立的な表現 (evidentiality-neutral forms<sup>16)</sup>) というわけである。これは、前節で観察したモダリティ表現の有無とも深く関係している。よく知られていることであるが、モダリティ表現も多くの場合いわゆる主文現象であり、副文には用いられないことが多い。すなわち、主文では、人称制限を解除するために、モダリティ表現 (証拠性表現) が必要であったが、副文は、そもそも証拠性について中立的な環境であるため、人称制限は起こらないというわけである。

日本語の人称制限が副文内で解除されるのに対して、中国語の“真”は副文で用いるこ

<sup>13)</sup> 日本語においてモダリティと証拠性の表現が分かち難く結びつき、1つの体系を成していることは、神尾 (1990) の研究からも支持される。神尾 (1990) は、情報のなわ張りの概念を次のように定義している。「話し手または聞き手と文の表す情報との間に一次元の心理的距離が成り立つものとする。この距離はく近>およびく遠>の2つの目盛りによって測定される。くXの情報のなわ張り>とはXにく近>とされる情報の集合である。ここで、Xは話し手または聞き手とする。」神尾 (1990 : 21) 神尾 (1990) が主張している「直接形」と「間接形」とは、それぞれの証拠性に関する研究において中心的な概念である「証拠」の概念に密接に対応している。例えば、

(i) 吉田さんは病気だ。

(ii) 吉田さんは病気がらしい。神尾 (1990 : 209)

神尾 (1990 : 210) では、(i) のような直接形は、独断的確言を含めて、話し手が何らかの確実と思われる「証拠」を有している場合に用いられる文型であると述べて、それに対して、(ii) の間接形は話し手が命題 (「吉田は病気だ」) と考える多少の「証拠」を持っているが、(i) のような明確な「証拠」は持っていない場合に使用する文型であると主張している。つまり、(i) は「確実な証拠」であり、(ii) の場合は「不確実な証拠」であると解釈している。このように、情報のなわ張り理論は「証拠性」表現における一種の理論と考えられる。

<sup>14)</sup> 「～時」は名詞であるが、「～すれば」は名詞とは言えない。

<sup>15)</sup> 'Evidentials may arise via de-subordination of erstwhile dependent clauses.' P. 69

'(T)he immediate past non-firsthand is the only term that functions, in certain contexts, as neutralization of the three past tenses and two evidentiality values. [...] dependent clause can only take immediate past non-firsthand. In this context all other tense and evidentiality values are simply neutralized; the whole system is represented by the immediate past non-firsthand in the dependent clause. [...] The main clause is marked with far past non-firsthand tense-evidential[...] But the dependent clause simply takes the immediate past non-firsthand marker. In its meaning, it is evidentiality-neutral.' P. 71

<sup>16)</sup> Aikhenvald (2004 : 75)

とができない。

(64)\*因为真高兴, 嘉莉还主动作了一些解释。

(本当にうれしいので, カリは積極的に少しを解釈した。)

(45bを再掲)

(64) は日本語と異なり、“真”は副文内にも、人称制限を解除させることができない。これは、“真”が話し手の心的態度であるモダリティ表現であり、汎言語的に観察される主文制約（つまり主文でのみ用いられる）を受けるものであると解釈される。これは先に述べたように証拠性の主文制約と同質のものであると考えられる。<sup>17)</sup>

#### 5.3.4. 三人称小説におけるnon-reportive style

KURODA (1979) が提案した「non-reportive style」のもう一つの環境は、三人称小説においてであった。三人称小説では、話し手（書き手）が自分の考えを言語化することであり、自身の判断を伝達するというを行わない。そのため、書き手が小説を書く際、その判断の根拠となる証拠性を提示する必要がないということになる。この点については、中国語の人称制限についても当てはまる。つまり、三人称小説において、書き手は登場人物の視点を取り、登場人物の感情を“真”を用いて表出していく。書き手はその際、登場人物の感情・感覚などをなんの情報ソースも提示することなく自由に描写することができる。そのため、この環境においては、証拠性表現は必要とならない。この人称制限を解除させるための日中両言語の唯一の共通点は三人称が主語の小説であるが、ここでも「情報のソースを示す」という証拠性の概念が大きく関与しているということになる。

#### 5.3.5. 「証拠性」と人称制限

以上のように、日本語そして中国語の人称制限は、この「証拠性の提示」の必要性に直接関係している。

一人称において、感情・感覚表現を直接形で（すなわち証拠性表現を用いないで）表すことは、情報のソースを聞き手に示すという観点からごく自然なことである。すなわち、自分自身の感情や感覚は自分自身のみアクセス可能なものであり、その情報のソースを表現する必要はない。いや、それどころか、いちいち「自身の感情・感覚をどのような情報ソースで得たのか？」というのは、おおよそ意味を成さないことである。

一方で、他者すなわち二人称や三人称の感情・感覚は、話し手自身では知りえない。このような場合、日本語では、証拠性表現を用いてそれらの情報をどのようにして得たのかについての情報ソースを提示しないとイケないわけである。中国語においては、副詞“真”と“很”によりそれらは明確に区別されて表現される。また、『証拠性』の提示が必要なのは話し手自身の判断を示す必要がある環境である（reportive style）。それに対して、話し手自身の判断を示さないすなわち、non-reportive styleの環境では、そもそも情報のソースを示す必要がない。話し手（書き手）自身がわかっているだけでいいのである。よって、人称制限も起こらないわけである。

<sup>17)</sup> “真”はモダリティ表現と言えるが、証拠性の表現と言えるかどうかは現時点はつきりとは言えない。この点についてはさらなる研究が必要であろう。

## 6. まとめ

本稿の議論は、以下のようにまとめられる：

- ・ 人称制限を解除させる際には、日本語の場合で大きく言えば、モダリティとnon-reportive styleの二つの方法がある。
- ・ 中国語の人称制限を解除させる方法は一つのみ、すなわち、三人称小説の地の文というnon-reportive styleな環境である。中国語は“真”はモダリティ表現のため、同じnon-reportiveな環境である副文に用いられない。ゆえに、人称制限を解除させる方法は三人称小説の地の文に限られる。
- ・ 日本語と中国語の現象を統一的に説明するために「証拠性」という概念を提案した。
- ・ モダリティと「証拠性」の関係、またnon-reportive styleと「証拠性」の関わりを論じ、日本語の人称制限現象が生じる理由、そして、この現象を解除することができる環境も、この「証拠性」と密接に関係していることを示した。
- ・ 両言語の人称制限の解除の方法を整理した結果、共通しているのはnon-reportive styleの中の三人称地の文のみということを示した。このように、日中両言語の人称制限現象が生じる原因、その制限がなくなる現象の背後には、情報ソースを提示するという証拠性の概念が働いていることがわかった。

参考文献：

- Alexandra Y. Aikhenvald (2004). *Evidentiality*. Oxford University Press, USA. 2004.
- Bert Cornillie (2009). Evidentiality and epistemic modality On the close relationship between two different categories. In: *Functions of language*, Vol. 16, No1. 44-62.
- Frank Robert Palmer (1986). *Mood and Modality*. Cambridge University Press.
- S. Y. KURODA (1979). *WHERE EPISTEMOLOGY, STYLE, AND GRAMMAR MEET: A CASE STUDY FROM JAPANESE. THE 'W' HOLE OF THE DOUGHNUT. Syntax and its boundaries*. E.STORY-SCIENTIA P.V.B.A. 1979.
- 王 安 (2010). 「感情表現における日中対照研究—感情の語り方と人称制限の普遍性に着目して」. 『言語研究の諸相』. 北海道大学出版会 2010.
- (2013). 『対照言語学の観点から見た人称制限の普遍性：日中感情表現の対照を通して』. 国際学研究 2 (1) : 95-105 2013.
- 神尾 昭雄 (1990). 『情報のなわ張り理論』. 大修館書店. 1990.
- 木村 英樹 (1991). 「“他很高兴”」. 『中国語学習Q&A101』. 大修館書店 1991.
- 金水 敏 (1989). 「「報告」についての覚書」. 『日本語のモダリティ』. くろしお出版. 1989.
- 小竹 直子 (2007). 「日本語の感情表現における動詞と形容詞の対立—形態的に対応する動詞と形容詞の比較に焦点を当てて—」. 『信学技報』. 電子情報通信学会. 2007.
- 寺村 秀夫 (1982). 「感情表現—動的事象の描写と性状規定の境界域」. 『日本語のシンタクスと意味 I』. くろしお出版. 1982.
- 仁田 義雄 (2000). 「日本語の認識モダリティ」『認識のモダリティとその周辺—日本語・英語・中国語の場合—』. 第7回国立国語研究所国際シンポジウム. 第6回専門部会 国立国語研究所. 38-51.
- 西尾 寅弥 (1972). 『形容詞の意味、用法の記述的研究』. 国立国語研究所秀英出版. 1972
- (1975). 「「ぼくは悲しい」けれど「彼女は悲しがる」」. 『日本語文法の見えてくる本』. 汐文社. 1975.
- 益岡 隆志 (1991). 『モダリティの文法』. くろしお出版. 1991.
- (1997). 「表現の主観性」『視点と言語行動』. 田窪行則 (編). くろしお出版. 東京. 1997.
- 李 珍 (2012). 「日中感情表現に関する対照研究—体験・知識の観点から—」. 『日本学研究博士论坛』. 學苑出版社. 2012. 6.
- 劉 月華 (1988). 『現代中国語文法総覧』. くろしお出版. 1988.